

離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)						
静岡県	静岡県		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					次の要件をすべて備えている方 ① 解雇等により、平成27年2月1日から平成27年5月末までの間に、住宅を失った者又は住宅を失うことが既に決定している者(解雇及び退去のいずれもが書類で確認できた場合) ② 住所地又は解雇された事業所が静岡県内である者 ③ 身元引受人を立てることができること ④ 単身者が、40㎡を超える部屋に入居する場合は、ルームシェアをすることとする	原則1年間以内 【問い合わせ先】 東部:住宅供給公社東部支所 Tel.055-920-2271 中部:住宅供給公社住宅サービス課 Tel.054-255-4824 西部:住宅供給公社西部支所 Tel.053-455-0025						
	富士市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					市内在住または市内の事業所に勤務しており、平成20年12月1日以降に離職し住宅を失う方で、身元引受人がいる方	原則1年以内 【問い合わせ先】 富士市住宅政策課 Tel.0545-55-2817						
	磐田市	大藤団地	磐田市大久保253番地1	1	1	2DK	3,000	・磐田市に住所を有する者又は磐田市に勤務していた場所を有すること ・解雇等により平成20年11月1日以後に離職していること ・申込日までに社員寮等からの退去を余儀なくされ、住宅に困窮していることが明らかなこと ・現に同居し、若しくは同居しようとする親族がいること、又は一人で生活ができる単身者であること	・原則、6ヶ月以内(やむを得ない理由等により6箇月を超えない期間で更新することができるが、更新後の期間は、当初の使用許可日から1年を超えることはできない) 【問い合わせ先】 磐田市建築住宅課 Tel.0538-37-4851						
静岡県	御殿場市	大坂団地	御殿場市大坂330	(1)	(1)	2K	3,200~	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成21年4月1日以降。 イ.申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.解雇 イ.雇用契約期間満了による雇止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ.職場に付帯した住込み先 (4)雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。 (6)入居後1年以内に退去することが確約できること。 (7)市内に住所があるか、市内に勤務して居るに雇止めにあつた方。 (8)平成21年4月1日以降に離職され、現住宅を明け渡し請求されたことわかる書類を提出できること。 (9)身元引受人を1名つけられること。 (10)退去の際に部屋を入居時の状態に戻すことが確約できること。	使用期限:1年以内 【問い合わせ先】 御殿場市建築住宅課 Tel.0550-82-4229						
								かまど団地	御殿場市かまど1186-1	1	0	2K	3,900~	〃	使用期限:1年以内
								玉穂第4団地	御殿場市中畑703-1	(1)	(0)	2K	4,800~	〃	使用期限:1年以内
掛川市			右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					入居要件 掛川市内在住で、派遣契約の解除や、解約等により、平成20年12月1日以降に離職し、社員寮等から退去を余儀なくされ、住居確保に困窮しているもの。暴力団員でないこと。	使用期間は、鍵渡し日から原則6ヶ月以内。 【問い合わせ先】 掛川市維持管理課 Tel.0537-21-1154						

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
静岡県	島田市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					次のすべての条件にあてはまる人 ・解雇等により住宅を失った人 ・市内に在住であること ・原則として家族世帯であること ・身元引受人を確保できること ・入居者に暴力団員がいないこと	使用期限:1年 (原則として更新不可) 【問い合わせ先】 島田市建築住宅課 Tel.0547-36-7193
	小山町		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					町内に住所がある方で、平成20年12月1日以降に解雇等により現住宅の明渡し請求された者。保証人不要(身元引受人は必要)。	1年以内を限度とする。随時募集受付。 【問い合わせ先】 小山町都市整備課 Tel.0550-76-6105
	袋井市	再開発住宅 広岡団地	静岡県袋井市方丈五丁目2-3	4	0	3DK	12,000	(1)袋井市に住所があり、解雇等により平成21年10月1日以降に離職し、社員寮等からの退去を余儀なくされ、住宅に困難していることが明らかなこと。 (2)原則、家族世帯であること。 (3)敷金や保証人は不要とするが、身元引受人は必要。 (4)入居又は同居する者暴力団員でないこと。	原則6ヶ月以内 (条件により更新可能。ただし最長1年まで。) 【問い合わせ先】 袋井市建築住宅課 Tel.0538-44-3139
	三島市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					●市内に居住している平成20年12月1日以降に解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされている者又はその同居親族に該当することが、客観的に証明される者。 ●身元引受人がいること。 ●入居しようとする者全員が暴力団でないこと。	●入居許可期間原則6ヶ月(場合によっては更新できます。ただし最初の入居日から最長1年までです。) ●浴槽・風呂釜入居者特待 【問い合わせ先】 三島市建築住宅課 Tel. 055-983-2639
	藤枝市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					①、雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅からの退去を余儀なくされていること。 ②、市内に在住又は(解雇前の勤務先)があること。 ③、身元引き受け人があること。 ④、入居者、同居者に暴力団員がいないこと。	入居期間は1年以内 給湯器、浴槽、照明器具など入居者で揃えてもらうものがある。 【問い合わせ先】 藤枝市建築住宅課 Tel.054-643-3481 内線215
	焼津市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。					①平成20年11月以降に解雇や離職に伴い住宅を失った者又は明け渡しを余儀なくされていること ②市内に在住していること ③身元引受人1名がいること	使用期限:1年以内 【問い合わせ先】 焼津市役所 住宅営繕課 Tel.054-626-2163
	裾野市		右記問い合わせ先へご連絡いただければ、個別に対応いたします。 (舞台団地 裾野市深良220)	1		2K	5,200	・雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族であること ・裾野市内に住所または解雇前の勤務先が裾野市内にあること ・申込者または同居親族が暴力団員でないこと	○1年以内(許可期間の延長はできません) ○浴槽・風呂釜(ボイラー)・ガステーブル・湯沸し等は設置されておりません。これらの設備は、自己負担で設置し、退去時に撤去することが条件となります。 【問い合わせ先】 裾野市役所 建設部 まちづくり課 Tel.055-995-1856
	市町村小計					(2)			
合計					(2)				

- 1: 公営住宅
2: 改良住宅
3: 特公賃
4: 公社
5: 単独住宅等